

個人情報の目的外利用について

このことについて、下記のとおり個人情報の目的外利用を行うので、新潟市個人情報保護条例（平成 1 3 年新潟市条例第 4 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、公告する。

令和 4 年 5 月 2 3 日

新 潟 市 長 中 原 八 一

記

- 1 目的外利用をした情報
 重度障がい者医療費助成の償還払いデータに関する情報
- 2 目的外利用に係る情報提供先
 保険年金課
- 3 情報の使途
 療養給付費等負担金等の変更申請，実績報告及び調整交付金の申請に利用するため
- 4 データ形式
 E X C E L 形式
- 5 情報提供日
 令和 4 年 5 月 1 6 日